



申12号「電気部門の改革2022」に関する申し入れ（第2回交渉）その2

第21項 工事設計について、派遣費工事の査定方法の見直し、統合乗率の更なる簡素化、標準作業表の内容充実を行うこと。ただし、設計技術力の維持向上のために、年間一人3件以上標準作業表によらない一般工事を積算する体制とすること。

- ・派遣費工事の簡素化は、他系統における取り組みも踏まえて、更なる簡素化を検討していく。
- ・統合乗率の考えは残す。変電所等で屋内と屋外を行き来するような作業実態では、乗率の適用が複雑になることを指摘。引き続き検討していく。
- ・標準作業表の拡大を進めて、積算の簡素化などは今後も行っていく。
- ・監査で細部の違算を指摘されていることは認識している。監査部や監査室と積算の簡素化についての理解を深めていく。

第22項 予算の通達、返納に柔軟性を持たせ、年度末の予算消化等を無くすこと。

- ・工事予算の返納などについての柔軟化には取り組んできた。
- ・予算の使い切りのための小さな工事や、ユーザ件名の工事が年度末に輻輳している現実を把握しており、各支社において調整して平準化をめざしていく

第23項 設計時のパートナー会社技術支援制度は、複雑な施工ステップになる場合、若しくは施工実績の少ない工法を選択する場合に限ること。また、その際には直轄が必ず立ち会うとともに、コンプライアンス上の問題が発生しない方策を講ずること。

- ・施工ステップが多かったり、切替や仮設が必要になるなど、高度な施工/ノウハウを要する高度な工事において実施する。
- ・その職場で施工経験のある人が居ない場合などに活用する。
- ・全支社にて半年程度試行して、本実施としていく。対象は自己資金工事で一社特名としていく。

第24項 旗揚げシステム導入にあたっては、先行導入箇所を指定して、システムの詳細、有効性を確認したうえで行うこと。また、その際には改めて労使議論を行うこと。

- ・先行導入は行わず、全社一斉に稼働させる方が良いシステムであり、使っていく中で細かな修正などにも対応していく。
- ・設計者の負担軽減に資するためのシステムであり、このシステム導入だけをもって要員効果を考えるものではない。
- ・システムは開発の途中であり、導入は2022年度までの中で行う。導入時に際しては組合側にも伝える。

第25項 通信のグループ見直しは地方の実態に合わせて行うこと。

- ・変電リモート回線やメタル線の搬送装置も光ネットワークに置換えが進んでいる。
- ・技術の進歩で、有線と無線の技術が融合してきている。
- ・既に1グループ化している支社もあり、設備実態や業務区分、議論経過が違うことから、**各交渉単位においてはそれらに踏まえた議論をしていく。**

第26項 信号技術者認定制度の適用範囲拡大は、対象作業を明示した上で実施すること。

- ・電子機器を対象として、測定器等によって容易に判断できる定型化されたものや簡易なものを対象とする。
- ・チェックリストが毎回変更となるようなものでは、これまでどおり直轄が行う。
- ・今回の変更はあくまで適用を「拡大できる」であって「対象項目は必ず行う」ものではない。JRで必要と判断すれば、直轄が行う事となる。

引き続き、職場の声を基に団体交渉を行ってまいります！次回は1月22日